

■平成 23 年度 議会基本条例制定特別委員会活動報告

【1】特別委員会設置の経緯

近年、地方分権がますます進展し、住民のニーズも複雑・多様化している中、二元代表制における議会の役割はさらに重要となっており、本市議会においても、それらに対応するため、これまでシティミーティング実施や、政策提言議員協議会設置等を始めとする議会改革への取り組みを続けてきた。

このような中、改選後の新たな議会構成において、これからの本市議会のあるべき姿、また、議会と市民や行政当局との関わり等を分かりやすく明確に示し、今後活動していく責任があると強く認識したことから、延岡市議会としての議会基本条例を制定することを目的に、昨年 5 月の臨時会において本特別委員会が設置された。

【2】議会基本条例制定の状況

議会基本条例は、二元代表制における議会の役割を議員全員が確認する中で議員個々の資質を高め、行政当局に対する議会のチェック機能を充実させることや、議員間の議論を活発化させることによる合意形成と政策形成能力の強化、また住民に開かれた議会の実現について明文化し、議会改革の後退を防ぐもので、現在、全国約 200 を超える自治体議会で制定されている状況にある。

【3】先進地視察の実施

特別委員会として、平成 23 年 8 月に京丹後市議会、伊賀市議会への視察を実施。

◆京丹後市議会（京都府） 平成 20 年 4 月より議会基本条例施行

<<おもな特徴>>

- ①すべての会議を原則公開
- ②議会報告会の実施（地区単位）
- ③反問権の導入（これまでに 16 例）
- ④政策等形成過程の説明及び予算・決算資料の作成要求
- ⑤議決事件の拡大
...市長期総合計画の基本構想及び基本計画のほか、行政各分野における基本的な方向を定める計画、指針なども指定
- ⑥議員間討論の積極的实施

◆伊賀市議会（三重県） 平成 19 年 2 月より議会基本条例施行

<<おもな特徴>>

- ①議会報告会の実施（定例会毎に開催、地区単位）
...H19 年度～H22 年度の間で、のべ 148 回、3,089 人が参加
- ②反問権の導入（これまでに 5 例）
・純粋な反問と質疑内容確認を合わせ、これまで 5 例。
- ③重要政策に対する政策形成過程の説明
- ④政策討論会の開催
- ⑤出前講座の開催
- ⑥議案に対する表決態度の公表

【4】本市議会基本条例制定における基本的規定項目

先進地視察及び委員会での協議の結果、以下の 24 項目について協議する方針。

基本的規定項目	おもな内容
前文・目的	制定の背景、決意、ねらい等を具体的に示すもの。
議会の活動・責務	議会としての活動原則と責任に関すること。
議員の活動・責務	議員としての活動原則と責任に関すること。
会派に関すること	会派の定義や役割に関すること。
市民参加・市民との関係	市民への情報公開、市民からの意見聴取、議会報告会等に関する
会議の公開・運営	本会議や委員会における基本的な運営に関すること。
首長等と議会・議員の関係	議会・議員と市長（執行機関）との基本的関係を示すもの。
反問権	市長（執行機関）からの反問に関すること。
文書質問	閉会中における議員からの文書質問手続きに関すること。
政策形成・政策提言	市の重要政策における審議論点の明確化に関すること。
予算・決算資料	各審議における分かりやすい資料の作成・提出に関すること。
議決事件	議会が議決する事件に関すること。（自治法第 96 条第 2 項関係）
特に委員会に関すること	委員会に関する特徴的な取組みに関すること。
討議（討論）	議員間での自由討議・討論に関すること。
議会改革推進	議会改革の推進に関すること。
議会図書室	議会図書室の活用に関すること。
事務局の体制整備	議会事務局の体制整備に関すること。
議会・議員研修	議会・議員研修の充実強化に関すること。
議会広報・広聴	議会の広報・広聴機能強化に関すること。
議員定数	議員定数を定める場合の考え方や、市民への説明責任等に関する
議員報酬	議員報酬を定める場合の根拠や市民への説明責任等に関するこ
政治倫理	議員の政治倫理に関すること。
議会と議員の責務	基本条例に対する議員としての責任に関すること。
最高規範性と見直し手続き	基本条例の優位性と見直し手続きに関すること。

【5】議会に関するアンケート調査

昨年 11 月から本年 1 月にかけて、市民約 3,600 人に回答を依頼。

回答数 2,775 （回答率 81.0%） 平成 24 年 3 月 22 日時点集計状況

集計結果については、現在作業中であり、結果がまとまり次第、議会への報告並びに議会報やホームページ等を通じ、市民へ公表予定。

【6】今後の活動予定

条例制定に関する協議については、今後も委員会及び作業部会において、本年 12 月定例会での議案上程を目標に鋭意検討を続け、さらに議論を深めながら、一定の進捗段階を目途に議会への報告を行い、議会が一丸となった真の議会改革の実現、また、本市議会の独自性が十分発揮される、実効性のある「生ける基本条例」制定に取り組んでいく予定である。